

香川県森林土木工事施工管理基準

平成 29 年 4 月

香川県環境森林部みどり整備課

森林土木工事施工管理基準

この森林土木事業施工管理基準は、森林土木工事共通仕様書第1編1-1-29「施工管理」に規定する森林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

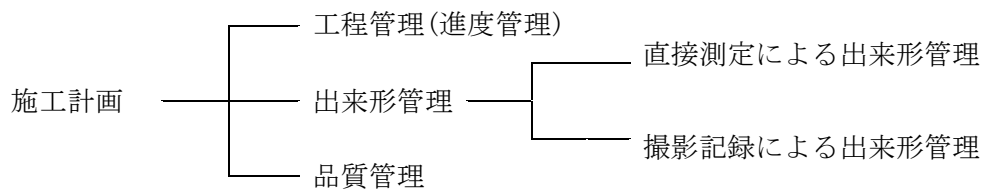
1 目的

この基準は、森林土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、県営森林土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等によりこの基準によりがたい場合は、工事監督員と協議して他の方法によることができる。

3 構成



4 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めて監督職員に通知しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

- 1) 請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク又はバーチャート)により作成した実施工程表により行うものとする。

ア. 工程表

- ① 作成する工程表はバーチャート方式の旬日工程表を原則とするが次のものについてはネットワーク方式とする
 - a 工程が複雑等で設計図書で指定したもの
 - b その他工事監督員が必要と認めて指定したもの
- ② 工事の進行管理は、計画と実行とを対比させた工程表により行うものとする。

イ. 工事日報

- ① 着手から完成までの日について、天候、作業内容、機械稼働、出役人員、協議事項等を記入した工事日報を作成し、現場に備え置かなければならない。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し管理するものとする。

1) 起工測量の実施

ア. 請負者は、森林土木工事標準仕様書第1編1-1-43「工事測量」の規定に基づく起工測量を行い、設計図書と現地を照合しなければならない。

イ. 測量は次により行うものとし、その成果は、工事監督員の確認を受けなければならない。

① 平面測量（中心線測量）

主要点及び各測量杭の位置を測定する。林道工事にあつては、全IPについて、交角及びIP間距離を測定する。

② 縦断測量

仮BM間及び仮BMを基準とする全測点について測定する。また、橋梁等重要な構造物の付近または、施工に損傷する恐れのある仮BMは、増設または移設しなければならない。なお、仮BMを設置するための基準点については、工事監督員と協議しなければならない。

③ 横断測量

横断図に示されている全測点について測定する。なお、地形及び土質の変化する箇所等で測点が不足する場合は、測点を設定しなければならない。

④ 構造物測量

設計図に示されている位置、縦断、横断、土質等について確認しなければならない。

2) 完成測量の実施及び出来形図等の作成

請負者は、完了の都度測量を行い、測点等を復元して標示するとともに出来形測定管理表、出来形管理図表等を作成しなければならない。なお、コンクリート等の構造物には、ペイントなどを用い寸法等を標示しなければならない。

ア. 平面測量（中心線測量）

起工測量に準じて各測量杭を現地に設置する。

イ. 縦断測量

各側点等の施工基面について測量する。

ウ. 横断測量

各側点の出来形について測量を行うものとし、のり尻及びのり頭には補助杭を設けなければならない。

エ. 構造物測量

各構造物について、数量計算が可能なように各部の現形寸法等を測量する。

オ. 出来形図面

設計図面及び起工測量の成果を基に、完成測量結果によって、設計図面に準じて作成する。

(3) 品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表（ヒストグラム、管理図等）を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとし、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定したものを実施するものとする。

6 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7 その他

(1) 工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理の下に保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
共通	直接基礎工 フーチング基礎	基準高▽	±30	1 施工箇所当たり 2 箇所。 但し、延長が 20m を超える場合は 20m につき 1 箇所。 規格値は、基礎上の構造物の底面寸法を下回ってはならない。	出来形管理表 構造図に朱書併記	
		延長 L	-50			
		高さ h	-30			
		幅 b	-30			
	砕石基礎 栗石基礎	基準高 ▽	±30			
		延長 L	-100			
		高さ h	-30			
		幅 B	-50			
	砂基礎 均しコンクリート	基準高 ▽	±30			
		延長 L	-100			
		高さ h	-30			
		幅 B	-30			
胴木基礎工	基準高	±50	1 施工箇所当たり 2 箇所。 但し、延長が 20m を超える場合は 20m につき 1 箇所。	出来形管理表 構造図に朱書併記		
	延長 L	-100				
	厚さ t	-30				
	幅 B	-50				
杭基礎工	基準高	±50	全数について杭中心で測定	出来形管理表		
	根入れ長 ℓ	設計値以上				
	杭径 D	木杭				-10%
		その他の杭				設計値以上
	偏心量 e	木杭				杭径
		その他の杭				杭径の 25% かつ 100 以内
傾斜角 a	木杭	±5°				
	その他の杭	±3°				
深礎工	基準高	±50	全数について杭中心で測定	出来形管理表		
	根入れ長	設計値以上				
	偏心量	150 以内				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等
共通 ケーソン基礎工	基準高 ∇	± 100	各打設ロットごとに測定	出来高管理表	
	長さ L	-50			
	幅 a	-50			
	高さ h	-100			
	壁厚 t	-20			
	偏心量 e	300			
矢板工 [任意仮設を除く]	基準高 ∇	± 50	1 施工箇所当たり 2 箇所。但し、延長が 20m を超える場合は 20m につき 1 箇所。	出来高管理表構造図に朱書併記	
	延長 L	-100			
	中心線のずれ e	-100			
	傾斜角 θ	5°			
コンクリートブロック積(張)工・石積(張)工	基準高 ∇	± 50	断面、形状の変化点ごとに測定	出来高管理表構造図に朱書併記	
	延長 L	-100			
	法長 s	-50			
	厚さ(ブロック積張) t_1	-50			
	厚さ(裏込め) t_2	-50			
法枠工 (現場打法枠) (現場欠付法枠工)	法長 s	$s < 10m$	-100	全箇所	
		$s \geq 10m$	-200		
	幅 b			200 m ² に 1 箇所の割合で測定	
	高さ h				
	枠中心間隔 a	+100			
区間長 L			-200	1 施工箇所毎	
法枠工 (プレキャスト法枠)	法長 s	$s < 10m$	-100	全箇所	
		$s \geq 10m$	-200		
	区間長 L			-200	

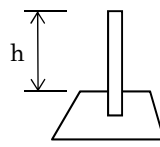
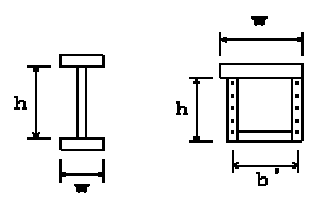
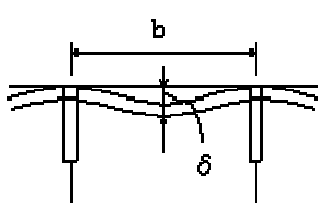
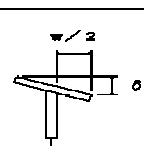
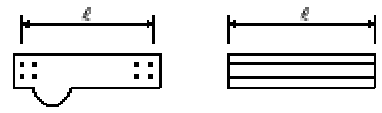
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目		規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等
共通	植生工 (種子吹付工) (植生ネット工) (客土吹付工) (張芝工)	切土 法長 $s\ell$	$s\ell < 5m$	-200	全箇所	出来形管理表展開図に朱書併記
			$s\ell \geq 5m$	法長の-4%		
		盛土 法長 $s\ell$	$s\ell < 5m$	-100		
			$s\ell \geq 5m$	法長の-4%		
植生工 (厚層基材吹付工)	法長 $s\ell$	$s\ell < 5m$	-200	全箇所	出来形管理表展開図に朱書併記	
		$s\ell \geq 5m$	法長の-4%			
	厚さ t	$t < 5cm$	-10			施工面積 200㎡につき1箇所、 面積200㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定
		$t \geq 5cm$	-20			
但し、吹付け面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計値の50%以上とし、平均厚は設計値以上						
吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $s\ell$	$s\ell < 3m$	-50	全箇所	出来形管理表展開図に朱書併記	
		$s\ell \geq 3m$	-100			
	厚さ t	$t < 5cm$	-10			施工面積 200㎡につき1箇所、 面積200㎡以下のものは1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定
		$t \geq 5cm$	-20			
但し、吹付け面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計値の50%以上とし、平均厚は設計値以上						
かご工	布設寸法	延長 L	-100	延長は全箇所 高さは20m 毎及び高さの変更箇所毎	出来形管理表展開図、 構造図に朱書併記	
		高さ h	-100			
	各個の寸法	長さ ℓ_i	-2%	全個数の10%程度		
		幅 b	± 50			
		高さ h (径) d	± 50			
落石防止網	区間長	$L < 10m$	-100	全箇所 ロープ間隔は変化点ごとの全間隔 法長は最上段と最下段のロープ間隔	出来形管理表展開図、 構造図に朱書併記	
		$L \geq 10m$	-1% 最大 - 200			
	ロープ間隔 D	-100				
	法長 $s\ell$	-2%				

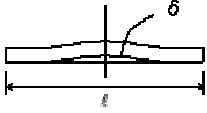
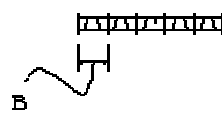
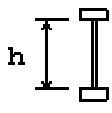

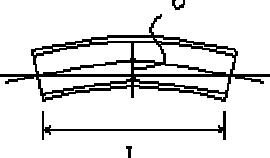
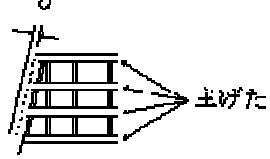
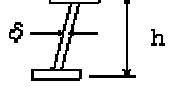
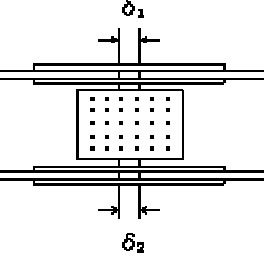
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等		
共通	落石防止柵	延長 L	-200	1 施工箇所当たり 2 箇所。但し、延長が 20m を超える場合は 20m につき 1 箇所。	出来形管理表 構造図に朱書併記		
		高さ h	±30				
	アンカー工	削孔深さ L	設計値以上	全数	出来形管理表		
		配置誤差 d	100				
せん孔方向 θ		±1 度					
工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等		
桁製作工	部材精度	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5	プレート ガーター 主桁・主構	トラス・アーチ等		
		腹板高 h (m)	±3..... 0.5 < w ≤ 1.0	床組など			各支点及び各支間中央付近を測定
		腹板間隔 b' (m)	±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w				
	板の平面度 δ (mm)	プレートガーター及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定		
		箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
		フランジの直角度 δ (mm)	w/200				
	部材精度	部材長 ℓ (m)	プレートガーター	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定		
			トラス、アーチなど	±2..... ℓ ≤ 10 ±3..... ℓ > 10			
		圧縮材の曲がり (mm)	ℓ/1000		主要部材全数を測定		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
			プレート ガーター	トラス・ アーチ等		
桁製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	組立精度	全長、支間長 L (m)	$\pm (10+L/10)$	主桁、主構全数を測定		
		主桁、主構の中心間の距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定		
		主構の組立高さ h (m)	± 5 $\cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$		両端部及び中心部を測定	
桁製作工	組立精度	主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots$ $L > 100$	最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定		
		架設完了キャンバー δ (mm)	$L \leq 40 \cdots$ ± 25 $L > 40 \cdots$ $\pm \{25+(L-40)\}$	L:主げた、主構の支間長 (m)		
		主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定		
		主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定	支点及び支間中央付近を測定	
		現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定 右図の δ_1, δ_2 のうち大きいもの ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

		平面对角線長 δ (mm)	$\delta \leq 15\text{mm}$	対角線長の差を測定	
工種	項目		規格値	測定基準	測定箇所等
共通 工場塗装工	塗膜厚		<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。</p> <p>但し、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない。</p>	<p>工場塗装終了時に測定。但し、工場の上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼橋塗装便覧に言うC塗装系の場合は、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500 m²とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>	

出来形管理基準及び規格値

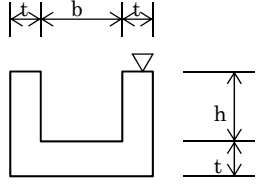
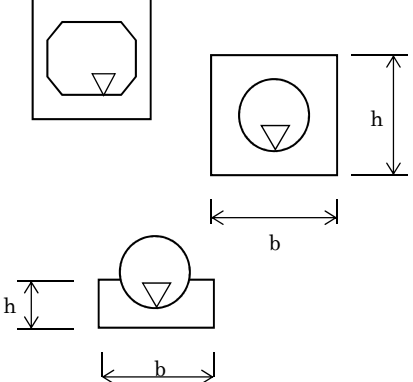
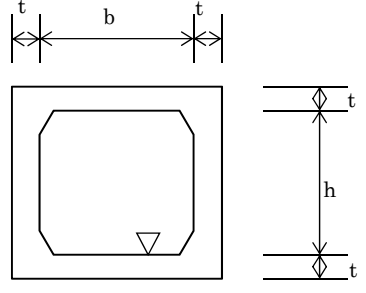
単位：mm

コンクリート面塗装工		塗膜厚		<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。</p> <p>但し、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りでない</p>	<p>塗装終了時に測定1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>		
工種	項目		規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
共通	掘削盛土	基準高（水準基標を含む）	±100	全測点	出来高管理表 構造図に 朱書、併記		
		施工幅	$B < 10m$				-100～+200
			$B \geq 10m$				-100～+400
		小段幅	b				±100
		法長	$sl < 5m$				-200
			$sl \geq 5m$				-4%
	法勾配	n	±1分				
中心線	中心線の寄り	±50	全IP	出来形管理表			
	測点間の距離	L			±50		
水路工	高さ	h	-50	全測点	出来		

形-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

共通	(素掘、植生水路)	幅 b	-50	測点のない場合、 1 施工箇所当たり 2ヶ所程度 但し、施工延長が 20m を超える場合は 20m 毎	高管理表		
		部材数	設計数量以上				
		現場打コンクリート水路	基準高 ∇				± 30
		高さ h	-20				
		幅 b	-20				
		厚さ t	-10				
	延長 L	-100					
	二次製品水路 プレキャスト製品 鋼及び合成樹脂製品	基準高	± 30	全箇所測点のない場合、 1 施工箇所当たり 2ヶ所程度 但し、施工延長が 20m を超える場合は 20m 毎 ※印は現場打ちのある場合	出来形管理表		
		延長	-100				
	プレキャストカルバート工	基準高 ∇	± 30				
		延長 L	-100				
		※幅 b	-50				
		※高さ h	-30				
	工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
	共通	コルゲートパイプ 合成樹脂管	基準高 ∇	± 30	全測点測点のない場合、 1 施工箇所当たり 2ヶ所程度 但し、施工延長が 20m を超える場合は 20m 毎	出来形管理表	
延長 L			-100				
変形量			$\pm 10\%$				
スパン			$\pm 2\%$				
現場打カルバート工		基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所での測定	出来形管理表、 構造図に朱書、併記		
		延長 L	$L < 20m$				-50
			$L \geq 20m$				-100
		高さ h	± 30				
		内のり幅 b	-30				
		厚さ t	-20				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

集水ます等 小型水路構造物	基準高 ∇	± 30	1 箇所毎 ※印は現場 打ち部分がある場合	出来形管理 表、 構造 図に 朱書、 併記	
	長さ L	-100			
	※幅 b	-50			
	※厚さ t	-10			
	※高さ h	-10			
地下排水工	基準高 ∇	± 30	全測点 測点のない 場合、1 施 工箇所当 たり 2ヶ所 程度 但し、施 工延長が 20m を 超える場 合は 20m 毎	出来形管理 表	
	幅 b	-50			
	深さ h	-30			
	延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等		
台山	コンクリートダム工副ダム帯工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定	出来形管理表構造図に朱書併記		
		長さ L	-100				
		幅 W	堤体幅 w_1, w_2, w_3				-30
			水通幅 l_1, l_2				± 30
		高さ h	$h < 5m$				± 50
			$h \geq 5m$				± 100
		法勾配	± 0.5 分				
水叩工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定 厚さは目地及び中間点 で測定	出来形管理表構造図に朱書併記			
	厚さ t	-30					
	幅 W	-100					
	長さ L	-100					
流路工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定 厚さは目地及び中間点 で測定	出来形管理表構造図に朱書併記			
	厚さ t	-20					
	幅 b	-20					
	長さ L	-100					
側壁、護岸工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所	出来形管理表構造図に朱書、併記			
	幅 W	-20					
	高さ h	$h < 3m$				-50	
		$h \geq 3m$				-100	
	延長 L	-100					
法勾配	± 0.5 分						
鋼製ダム (スリットダムを除く)	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所 断面、形状等の変化点 毎に測定 ダブルウォール構造の 場合は高さの+の規格 値は適用しない。	出来形管理表構造図に朱書、併記			
	長さ L	± 100					
	幅 W	± 50					
	高さ h	-50					
	下流側倒れ Δ	$\pm 0.02h$					
階段切付	幅 b	-100	施工延長20mにつき1箇所	出来高管理表			

出来形管理基準及び規格値

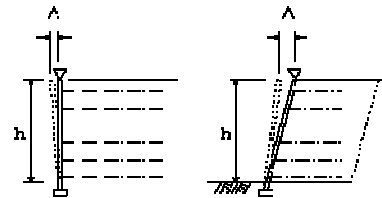
単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
台山 コンクリート 土留工	基準高 ∇	± 50	図面で寸法表示箇所を測定 断面形状が同一の場合延長が20mを超える箇所は、20m毎に測定	出来形管理表 構造図に朱書併記		
	幅 b	-30				
	高さ h	$h < 3m$				-50
		$h \geq 3m$				-100
	延長 L	-100				
	法勾配 n	± 0.5 分				
土のう積工、丸太積工、枠土留工	基準高	± 100	図面で寸法表示箇所を測定 断面形状が同一の場合延長が20mを超える箇所は、20m毎に測定	出来形管理表 構造図に朱書、併記		
	延長	-100				
	法勾配	± 5 厘				
	法長または高さ	-100				
筋工、積苗工	延長 L	-100	全箇所	出来形管理表		
	幅 b	-50				
	法勾配 n	-1 分				
	法長、高さ h	-100				
柵工	延長	$L < 10m$	-200	施工延長20mに1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所	出来形管理表	
		$L \geq 10m$	-2%			
	柵高 h	-100				
	杭の使用本数	$L/l + 1$	杭については10%程度。但し、使用本数は全数			
	杭間隔 l	+200				
	杭の末口径	-10%				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等	
林道	現場打擁壁工	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所で測定	出来形管理表構造図に朱書併記	
		厚さ t	-20			
		裏込め厚さ	-50			
		幅	-30			
		高さ h	$h < 3m$			-50
			$h \geq 3m$			-100
		延長	-100			
プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所で測定	出来形管理表構造図に朱書併記		
	延長 L	-100				
土のう積工、丸太積工、井桁擁壁	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所で測定	出来形管理表構造図に朱書併記		
	法長 ℓ	$h < 3m$			-50	
		$h \geq 3m$			-100	
	厚さ b	-50				
	延長 L	-100				
補強土壁工	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所で測定	出来形管理表構造図に朱書併記		
	高さ h	$h < 3m$			-50	
		$h \geq 3m$			-100	
	鉛直度	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内				
	延長 L	-100				
	控え長さ	設計値以上				
鋼製擁壁工 (かご、簡易鋼製擁壁)	基準高 ∇	± 50	図面の寸法表示箇所で測定	出来形管理表構造図に朱書併記		
	高さ	-50				
	延長	-100				
	勾配	± 1 分				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

工種	項目	規格値	測定基準	管理方式	測定箇所等
林道	下層路盤工	基準高 ▽	-50	基準高、幅は、延長 20m 毎に 1 個所の割りとし基準高は道路中心線及び端部で測定、厚さは 1 工事 10 個所の割合で測定し、10 個所の平均値は、-20mm 以内とする。	出来形管理表展開図に朱書併記
		幅	-50		
		厚さ	-45		
	上層路盤工	幅	-50	幅は、延長 20m 毎に 1 個所の割合で測定する。厚さは 1 工事 10 個所の割合で測定し、10 個所の平均は -12mm 以内とする	出来形管理表展開図に朱書併記
		厚さ	-30		
	セメント(石灰)安定処理路盤工	幅	-50		
		厚さ	-30		
	加熱アスファルト安定処理路盤工	幅	-50	幅は、延長 20m 毎に 1 個所の割合で測定する。厚さは 1 工事 10 個所の割合で測定し、10 個所の平均は -8mm 以内とする	出来形管理表展開図に朱書併記
		厚さ	-20		
アスファルト表層工	幅	-25	幅は、延長 20m 毎に 1 個所の割合で測定する。厚さは 1 工事 10 個所の割合で測定し、10 個所の平均は -3mm 以内とする	出来形管理表展開図に朱書併記	
	厚さ	-9			
コンクリート舗装工	幅	-25	幅は、延長 20m 毎に 1 個所の割合で測定する。厚さは 1 工事 10 個所の割合で測定し、10 個所の平均は -3mm 以内とする	出来形管理表展開図に朱書併記	
	厚さ	-10			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○
		表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ_骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ_骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58%以上の場合は 5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)			を受ける場合は5.0%以下 それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (ブランド)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)		回収水の場合： JIS A 5308 付属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差： 始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比： 材齢 7 及び 28 日で 90% 以上	工事開始前及び工事中 1 回/年以上及び水質が 変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308 付属書 C	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中 1 回/6 か月以上。	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A8603-1 JIS A8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中 1 回/年以上。	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○		
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm 以下	工事開始前及び工事中 1 回/年以上。		○		
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2 回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1 回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数は 3 回とす	・小規模工種※で 1 工種当りの総使用量が 50 m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1 工種当たりの総使用量が 50 m ³ 以上の場合、50 m ³ ごと	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須				る) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	とに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 (水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指定値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運	100m ³ /日以上の場合は、2回/日(午前1回、午後1回)とする。また、重要構造物の場合は、重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 ・重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(但し、プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバーと類、橋梁上・下部(但しPCは除く。)、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門及び工事監督員が指定する構造物。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須			搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。			
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ 5 cm以上 8 cm未満： 許容差±1.5 cm スランブ 8 cm以上 18 cm以下： 許容差±2.5 cm (コンクリート舗装の場合) スランブ 2.5cm：許容差±1.0 cm	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³~150 m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質の変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種※で1工種当りの総使用量が 50 m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が 50 m³以上の場合、50 m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特記仕様書で指定された工種) 圧縮強度試験は、原則として JIS Q 1011 (分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。 	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	一回(供試体3本の平均値)の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³~150 m³ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 m³~150 m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定。	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁，内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類，橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門，治山ダム，防潮護岸，擁壁等を対象。(ただし，いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストコンクリートは対象としない。)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中，水中にある部位については竣工前に調査する。	
	施工後試験	必須						
				テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については，強度が同じブロックを1構造物の単位とし，各単位につき3カ所の調査を実施する。また，調査の結果，平均値が設計基準強度を下回った場合と，1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は，その箇所の周辺において，再調査を5カ所実施する。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁，内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類，橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門，治山ダム，防潮護岸，擁壁等を対象。(ただし，いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストコンクリートは対象としない。)また，再調査の平均強度が，所定の強度が得られない場合もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は，コアによる試験を行う。工期等により，基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において，	コア採取位置，供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては，	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	その他				原位置のコアを採取する。	設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による。	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	同左	同左	
2 既設杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査 (鋼管杭) 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満： 許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下： 許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：		・外径700mm未満： 上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 2 既設杭工	施工	必須			許容値 4 mm以下		差で表し、その差を 3 mm×π以下とする。 ・外径 1,016 mmを超え 2,000 mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を 4 mm×π以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104 の1類から3類以上	原則として溶接 20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は 30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
			その他 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060 の1類から3類以上	原則として溶接 20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は 30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。又、設計図書に記載されていない場合は60%~70% (中掘り杭工法)、60% (プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法) とする。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
3 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
		必須	適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で荷重と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで荷重した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。			
4	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

(次頁に続く)
3
アンカー工

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
補強土壁工			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工 法各設計・ 施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工 法各設計・ 施工マニュアル	同左	同左		○
			その他 土の粒度試験	補強土壁工 法各設計・ 施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
(次頁に続く)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
4 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 。ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合) に適用する。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
					または、設計図書による。		【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ 最小95%以上	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
5 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。	○
(次頁に続く) 5 吹付工	材料	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 吹付工		ク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)
5

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の 水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
(次頁に続く) 5 吹付工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 5 吹付工			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			その他 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中 1回/6か月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A8603-1 JIS A8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中 1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50 m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中 1回/年以上。	橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種。	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50 m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50 m³以上の場合は、50 m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502, 503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ 5 cm以上 8 cm未満 : 許容差±1.5 cm スランプ 8 cm以上 18 cm以下 : 許容差±2.5 cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 	

(次頁に続く)
5
吹付工

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
							・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
6 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 6 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)		JIS A 5021	(砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 6 現場吹付法砕工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 付属書 C	懸濁物質の量：2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308 付属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上		○
	JISマーク表示されたレディミク	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6か月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A1119 JIS A8603-1	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディー	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 6 現場吹付法砕工				JIS A8603-2	コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下		ミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F561-2013	設計図書による		1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
(次頁に続く) 6 現場吹付法砕工	施工						工（高さ1m以上）、 函渠工、樋門、樋 管、水門、水路（内 幅2.0m以上）、護 岸、ダム及び堰、ト ンネル、舗装、その 他これらに類する工 種及び特記仕様書で 指定された工種）		
		その他	塩化物総量 規制	「コンクリ ートの耐久 性向上」	原則 0.3 kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が 午前と午後にもたがる 場合は、午前に1回コ ンクリート打設前に行 い、その試験結果が塩 化物総量の規制値の 1/2以下の場合は、午 後の試験を省略するこ とができる。（1試験 の測定回数は3回とす る）試験の判定は3回 の測定値の平均値。	・小規模工種※で1 工種当りの総使用量 が50 m ³ 未満の場合は 1工種1回以上の試 験、またはレディー ミクストコンクリー ト工場の品質証明書 等のみとすることが できる。1工種当り の総使用量が50 m ³ 以上の場合は、50 m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用 する場合は、「海砂 の塩化物イオン含有 率試験方法」 （JSCEC502, 503）ま たは設計図書の規定 により行う。 ※小規模工種につい ては、スランプ試験 の項目を参照		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物 の重要度と工事の規模 に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認め られた時。	・小規模工種※で1 工種当りの総使用量 が50 m ³ 未満の場合は 1工種1回以上の試 験、またはレディー ミクストコンクリー ト工場の品質証明書 等のみとすることが できる。1工種当り の総使用量が50 m ³ 以上の場合は、50 m ³ ごとに1回の試験を行 う。 ※小規模工種につい ては、スランプ試験 の項目を参照		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 山地治 山土工	材料 施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	最大乾燥密度の 85% 以上。又は設計図書に示された値。	1,000 m ³ に 1 回の割合、または設計図書による。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90% 以上。又は、設計図書による。	築堤は、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500 m ² を標準とし、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500 m ² 未満 : 5 点 ・ 500 m ² 以上 1000 m ² 未満 : 10 点 ・ 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満 : 15 点	・ 最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
(次頁に続く)								
7 山地治 山土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
8 道路土 工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR 試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
(次頁に続く) 8 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm : 砂置換法 (JIS A1214) 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$	路体の場合、1,000 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m ³ 未達の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未達の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 8 道路土工	施工	必須		ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。				
			または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 97% 以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法）もしくは 92% 以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法）。ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8% 以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500 m ² を標準とし、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500 m ² 未満：5 点 ・ 500 m ² 以上 1000 m ² 未満：10 点 ・ 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満：15 点	・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。	
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
9 下層路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² あるいは使用する表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 9 下層路盤工	材料	必須			表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・ ・20cm 東北地方・・・・・・ ・30cm その他の地方・・・・・・ ・40cm		・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する表層用混合物の総使用量が500t以上	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・試験時期同上	上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・試験時期同上	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 9 下層路盤工	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・試験時期同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 9 下層路盤工							3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が 50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	施工	必須				<p>平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。</p> <p>・ 1 工事あたり 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。</p> <p>(例)</p> <p>3,001~10,000 m² : 10 個</p> <p>10,001 m²以上の場合、10,000 m²毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば 12,000 m²の場合 : 6,000 m²/1 ロット毎に 10 個、合計 20 個</p> <p>なお、1 工事あたり 3,000 m²以下の場合 (維持工事を除く) は、1 工事あたり 3 個 (3 孔) 以上で測定する。</p>		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・ 全幅、全区間で実施する。	確認試験である。 ・ 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000 m ² につき 2 回の割合で行う。	確認試験である。 ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・ 中規模以上の工事 : 異常が認められたとき	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 6 以下	・ 中規模以上の工事 : 異常が認められたとき		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・ 中規模以上の工事 : 異常が認められたとき	・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
							の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
10 上層路盤工 (次頁に続く) 10 上層路盤工	材料 材料	必須 必須	修正 CBR 試験 鉄鋼スラッグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5 舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正 CBR80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合 90%以上。 40℃で行った場合 80%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) 但し、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正 CBR80%以上	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンク	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 10 上層路 盤工	材料						リートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表 2 参照	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界 ・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI : 4 以下	・中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事： 施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 10 上層路盤工	材料	必須					<p>映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m³以上 1,000 m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの</p>	
			鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m³以上 1,000 m³未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの 	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 10 上層路盤工	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1. 2Mpa 以上 (14 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で 1,000 m² 以上 10,000 m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m³ 以上 1,000 m³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの 	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1. 50kg/ℓ以上	・試験時期同上	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 10 上層路盤工	材料						①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 10 上層路 盤工							<p>面積が 10,000 m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で 1,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m³以上 1,000 m³未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの</p>	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X₃ が規格値を満足するものとするが、X₃ が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X₆ が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1 工事あたり 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000 m² : 10 個</p>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
						10,001 m ² 以上の場合、10,000 m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000 m ² の場合：6,000 m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000 m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-14	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	施工面積が10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000 m ² につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
11			アスファルト舗装に準じる					
12	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² あるいは使用する表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 12 セメント安定 処理路盤	材料	必須					①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
			骨材の修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数 PI：9 以下 上層路盤 塑性指数 PI：9 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 12 セメント安定 処理路 盤							・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が 53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000 m ² を超える場合は、10,000 m ² 以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000 m ² : 10 個 10,001 m ² 以上の場合、10,000 m ² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000 m ² の場合 : 6,000 m ² /1 ロット		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
						ット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。		
			粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
13 アスファルト 舗装 (次頁に続く) 13 アスファルト 舗装	材料 材料	必須 必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） 但し、以下に該当するものについても小	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 13 アスファルト舗装	材料 その他						規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾比重：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規模要件同上	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・試験時期同上	・規模要件同上	○	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・試験時期同上	・規模要件同上	○	
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表 3.3.17 による。	・試験時期同上	・規模要件同上	○	
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・試験時期同上	・規模要件同上	○	
		その他 フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-65	50%以下			○	
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-59	4%以下			○	
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下			○	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 13 アスファルト舗装	材料	その他		便覧 [2]-77			な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ²	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重 : 2.45 g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石 : 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下		・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装 : 同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量 : 12%以下	・中規模以上の工事 : 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事 : 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量 : 5%以下		・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト : 表 331 ・ポリマー改質アスファルト : 表 333 ・セミブローンアスファルト : 表 334		①施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000 t 未満(コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト : 表 331 ・ポリマー改質アスファルト : 表 333			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト : 表 331 ・ポリマー改質アスファルト : 表 333			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト : 表 331 ・セミブローンアスファルト : 表 334			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
(次頁に続く) 13 アスファルト舗装			引火点試験	JISK2265-1 JISK2265-2 JISK2265-3 JISK2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表331 ・ポリマー改質アスファルト：表333 ・セミブローンアスファルト：表334	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表331 ・ポリマー改質アスファルト：表333 ・セミブローンアスファルト：表334			○	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表331			○	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表331 ・ポリマー改質アスファルト：表333 ・セミブローンアスファルト：表334			○	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便[2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表334			○	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便[2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表334			○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便[2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表333			○	
			プラント	必須	粒度 (2.36mm フルイ)			舗装調査・試験法 便覧[2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μm フルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度	・試験時期同上		○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内	・試験時期同上		○	
		プラント	必須	温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認					
							リートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの						
							その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
								ホイールトラック試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
								ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
(次頁に続く) 13 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の 94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X₃ が規格値を満足するものとするが、X₃ が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X₆ が規格値を満足していればよい。 ・1 工事あたり 3,000 m²を超える場合は、10,000 m²以下を 1 ロットとし、1 ロットあたり 10 個 (10 孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000 m ² : 10 個 10,001 m ² 以上の場合、10,000 m ² 毎に 10 個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば 12,000 m ² の場合 : 6,000 m ² /1 ロット毎に 10 個、合計 20 個							
	舗設	必須											

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
	現場					なお、1 工事あたり 3,000 m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1 工事あたり 3 個（3 孔）以上で測定する。		
		温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	随時			
		外観検査（混合物）	目視		随時			
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		
14 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18-4-1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19mm 未満裏曲げ）（19mm 以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。但し、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3mm 以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	溶接方法同上	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ 3 個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき 3	溶接方法同上	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	溶接方法同上	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.1 開先溶接試験溶接方法による。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 溶接工	施工	必須		18.4.7 内部きず検査の規定による			<ul style="list-style-type: none"> ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 	
			マクロ試験： すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18-4-3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験： スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは 20% 以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、そ	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 溶接工	施工	必須	曲げ試験： スタッド 溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	の時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 18.4.5 に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。 余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25・B)	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）		すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の両端各 50mm を除く部分では、溶接長さの 10% までの範囲で、サイズおよびのど	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
(次頁に続く) 14 溶接工	施工	必須			厚ともに-1.0mmの誤差を認める。			
			外観形状検査 (アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部さず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 18.4.4 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。	
			外観検査 (オーバーラップ)	・目視 ・ノギス等による計測	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (アークスタッド)	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ 1mm、幅 0.5mm 以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。但し、グラインダー仕上げ量が 0.5mm 以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。			
			外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成する T 継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
					先溶接には、1 継手につき 3 個または継手長さ 1m につき 3 個までを許容する。ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合、3 個を 1 個として計算する。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から 1% について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の 15° の角度まで曲げるものとする。 15° 曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 	
15 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JIS による	JIS による		
			機械試験 (J I S マーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JIS による	JIS による	JIS による	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	

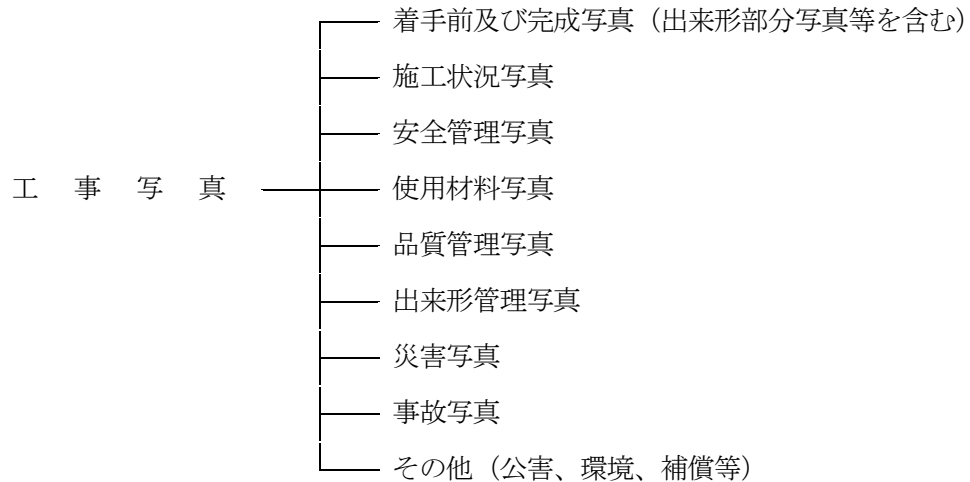
森林土木工事写真管理基準

1 適用範囲

この写真管理基準は、森林土木工事施工管理基準7の(1)に定める土木工事の工事写真の撮影に適用する。

2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



3 工事写真の撮影基準

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- 1) 工事名
- 2) 工種等
- 3) 測点（位置）
- 4) 設計寸法
- 5) 実測寸法
- 6) 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。

特殊な場合で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

4 写真の省略

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できる。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できる。
- (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略で

きる。

5 写真の色彩、大きさ等

- (1) 写真の色彩はカラーとする
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。但し、次の場合は別の大きさとするができる。
 - 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はつなぎ写真とすることができる。
 - 2) 工事監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。
- (3) 工事写真帳は、A4版の工事用アルバムを標準とする。

6 工事写真の提出部数及び形式

- (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。
- (3) 工事監督員が指示する写真については、指示する時期に指示部数分提出する。

7 写真の整理方法

- (1) 工事写真は、「写真撮影箇所一覧表」の区分、工種、種別の順に従い、工事写真帳に整理するものとする。
- (2) 工事写真の原本をネガで提出する場合はネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。
- (3) 電子媒体での提出で、工事監督員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。

8 電子媒体に記録する工事写真

電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」（香川県土木部）によるものとする。

9 撮影時の留意事項

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事の内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（取出し寸法を含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
- (4) 同種類の工種については、測点、周囲の地形、地物等を背景とするなどし、位置を明確にする。
- (5) 施工の過程、使用機械等完成後に確認できない項目については、撮影時期を失わないよう施工の進行と並行して適正かつ正確に行う。
- (6) 局所的な撮影については、同一被写体の全体も撮影するなどして、位置

を明確にする。

- (7) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (8) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については工事監督員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。

撮影箇所一覧表

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	摘要
着手前			全景及び近景等の森林の状況	事業箇所毎に着手前1回	
完成			全景及び近景	施工完了後1回	着手前と同一箇所から撮影できるようにする
施工状況写真	工事施工中	進捗状況	全景又は代表部分	各工種完成時	
		施工状況	施工中の写真	工種、種別毎に1回	
	施工機械		使用機械の形状形式	機械毎に現場搬入時	
		仮設	指定仮設	使用材料、設置状況、形状寸法	1 施工箇所毎(施工前後)
		任意仮設	工法の全景、又は代表部分	1 施工箇所毎(施工後)	
	図面との不一致		図面と現地との不一致の写真	必要に応じて(発生時)	
安全管理	安全管理		各種標識類の設置状況	各種類毎1回(設置後)	
			各種保安施設の設置状況	各種類毎1回(設置後)	
			保安要員等の配置状況	各1回(作業中)	
			安全訓練等の実施状況	実施毎に1回(実施中)	
使用材料	使用材料		形状寸法、数量	各品目毎(使用前)	
		材料検査	検査状況	各品目毎(検査時)	
検査	施工検査	施工検査指定・指示工種	検査状況	各工種毎(検査時)	
品質管理写真	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載				
出来形管理写真	別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表				
災害	災害	被災状況	被災状況及び被災規模	その都度(被災直後)(被災後)	
事故	事故	事故報告	事故の状況	その都度(発生直後)(発生後)	付近の状況についても撮影する
その他	補償関係		被害又は損害状況等	その都度(発生前)(発生時)(発生後)	
	環境対策イメージアップ等		各施設の設置状況	各種毎1回	

品質管理写真撮影箇所一覧表

区分	工種	撮影項目	撮影頻度	摘要
共通	セメント、コンクリート	スランプ試験	コンクリートの種類 毎に1回	試験実施中
		圧縮強度試験		
		塩化物総量規制		
		単位水量測定		
		空気量測定	品質変化時	
	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回	試験実施中
		「削除」	「削除」	「削除」
		超音波深傷検査	検査毎に1回	検査実施中
	既製杭工	外観検査	検査毎に1回	試験実施中
		浸透深傷試験	試験毎に1回	
		放射線透過試験		
		超音波深傷試験		
	下層路盤工	現場密度の測定	各種路盤毎に1回	試験実施中
		ブルーフローリング	各路盤毎に1回	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回	
		骨材のふるい分け試験	品質異常時	
	上層路盤工	下層路盤工に準拠		
	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
	セメント安定処理路盤（施工）	混合物の粒度試験	各種路盤毎に1回	試験実施中
		現場密度の測定		
含水比試験		観察異常時		
セメント量試験				
アスファルト舗装（プラント）	混合物の粒度試験	合材の種別毎に1回	試験実施中	
	混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験			
	温度測定			
アスファルト舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種別毎に1回	試験実施中	
	温度測定			
	外観検査			
	すべり抵抗試験			

区分	工種	撮影項目	撮影頻度	摘要	
共通	アンカー工	モルタルの圧縮強度試験	適宜	試験実施中	
		モルタルのフロー値試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回	試験実施中	
	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回	試験実施中	
		圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質変化時		モルタルを除く
		空気量試験			試験実施中
		コアによる強度試験	品質異常時		
	現場吹付法枠工	圧縮強度試験	配合毎に1回	試験実施中	
		塩化物総量規制			
		スランプ試験	品質変化時		モルタルを除く
		空気量試験			試験実施中
		コアによる強度試験	品質異常時		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回		
	土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回	試験実施中	
		ブルーフローリング	工種毎に1回	試験実施中	
		現場 CBR 試験	土質毎に1回	試験実施中	
		平板載荷試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比変化時		
コーン指数の測定		トライカビリティが悪い場合			
たわみ量		ブルーフローリング不良箇所			

出来形管理撮影箇所一覧表

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期
共通	基礎工	直接基礎 フーチング基礎	幅	20m 程度ごと但し、 20m未満は1 施工箇所 に1 回	型枠取外し後
			高さ		
		砕石基礎 栗石基礎 均しコンクリート	幅	20m 程度ごと但し、 20m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
			厚さ		
		胴木基礎	据付け寸法	100m 程度ごと	据付け後
		既製コンクリート杭 鋼管杭 H 鋼杭	偏心量	1 施工箇所に1 回	打込み後
			根入長	1 施工箇所に1 回	打込み前
			数量	全数量	打込み後
			杭頭処理状況	1 施工箇所に1 回	処理前、中、後
		場所打ち杭	根入れ長	1 施工箇所に1 回	施工中
			偏心量	1 施工箇所に1 回	打込み後
			数量、杭径	全数	打込み後
			杭頭処理状況	1 施工箇所に1 回	処理前、中、後
			鉄筋組立状況	1 施工箇所に1 回	組立後
		深礎工	根入れ長	全数量	掘削後
			偏心量数量	全数量	施工後
			ライナープレート設置状況	1 施工箇所に1 回	掘削後
			土質	土質が変わる毎に1 回	掘削中
			鉄筋組立状況	全数量	組立後
		ケーソン基礎	杓	1 基毎に1 回	据付け後
			ケーソンの長さ、幅、高さ、壁厚、	1 ロット毎に1 回	設置後及び型枠取外し後
			載荷状況	1 基毎に1 回	載荷時
			封鎖コンクリート打設状況、中埋状況	1 基毎に1 回	施工時
		矢板工 [任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (可とう鋼矢板)	根入れ長	1 施工箇所若しくは 40m に1 回	打込み前後
			変位	1 施工箇所若しくは 40m に1 回	打込み後
			数量	全数	打込み後

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期
共通	石・ブロック積（張）工	コンクリートブロック積（張）工	厚さ（裏込）	40m 程度ごと但し、40m未満は1 施工箇所 に1 回	施工中
			法長 厚さ（ブロック積・張）	40m 程度ごと但し、40m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
		石積（張）工	厚さ（裏込）	40m 程度ごと但し、40m未満は1 施工箇所 に1 回	施工中
			法長 厚さ（石積・張）	40m 程度ごと但し、40m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
	法砕工	現場打法砕工 現場吹付法砕工	法長 幅、高さ 吹付砕中心間隔	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
		プレキャスト法砕工	法長	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
	植生工	種子吹付工 張芝工	材料使用量	1 工事に1 回	混合前
			土羽土の厚さ	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	施工中 （盛土の場合）
			法長	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	施工後
		厚層基材吹付工 客土吹付工	清掃状況	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	清掃後
			ラス鉄網の重ね 合わせ寸法	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付前
			厚さ（検測孔）	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付後 （厚層基材吹付の場合）
			法長	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付後
			材料使用量	1 工事に1 回	混合前
吹付工	コンクリート吹付工 モルタル吹付工	清掃状況	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	清掃後	
		ラス鉄網の重ね 合わせ寸法	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付前	
		厚さ（検測孔）	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付後	
		法長	100m 程度ごと但し、100m未満は1 施工箇所 に1 回	吹付後	
かご工	かご工	高さ 床均し状況 中詰め、埋戻状	40 基程度若しくは、1 施工単位毎	施工中	

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期		
			況				
共通	落石防止工	落石防止網工	法長 幅	1 施工箇所につき 1 回	施工後		
		落石防止柵工	高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工後		
	アンカー工	アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所につき 1 回	削孔後		
			配置誤差	1 施工箇所につき 1 回	施工後		
	土工	伐開・除根	施工状況	100m 程度ごと但し、 100m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工前、施工後		
			切土	地山の状況	100m 程度ごと但し、 100m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工前	
		盛土	土質等の判定	土質が変わる毎又は 1 施工箇所につき 1 回	施工中		
			幅 法長	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工後		
			基礎地盤の状況	100m 程度ごと但し、 100m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工前		
		排水施設工	素掘水路 植生水路	幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工後	
				現場打ちコンク リート水路	厚さ 幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	型枠取外し後
				二次製品水路	据付け状況	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	埋戻し前
	プレキャストカ ルバート工	幅 高さ	据付け状況	100m 程度ごと但し、 100m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	施工中		
			幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	埋戻し前 現場打ちの場合		
コルゲートパイ プ 合成樹脂管	幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	埋戻し前				
現場打ちカルバ ート工	厚さ 幅（内空） 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は 1 施工箇所 につき 1 回	型枠取外し後				
集水ます 小型水路構造物	厚さ、幅 高さ	1 施工箇所につき 1 回	型枠取外し後				

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期	
		地下排水工	幅 深さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	埋め戻し前	
治山	コンクリートダム	本體工	打継面処理 打込 養生	各リフト毎に1 回	施工中	
			天端幅、 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1 回	施工後	
		コンクリート側 壁	天端幅 長さ 高さ	測定箇所毎に1 回	施工後	
		水叩き工	幅 厚さ	測定箇所毎に1 回	施工後	
	流路護岸工	コンクリート擁 壁工	裏込め厚さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	施工中	
			厚さ 幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	施工後	
	鋼製ダム工	本體工	長さ 幅 高さ 下流側倒れ	測定箇所毎に1 回	施工後	
	山腹工	山腹基礎工	法切り	法長 勾配	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	施工後
			階段切付	施工状況	100m 程度ごと但 し、100m未満は1 施 工箇所に1 回	施工中
幅				100m 程度ごと但 し、100m未満は1 施 工箇所に1 回	施工後	
コンクリート土 留工			裏込め厚さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	施工中	
			厚さ 幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	型枠取外し後	
土のう積 丸太積み 砕土留工			厚さ 幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未満は1 施工箇 所に1 回	埋戻し前	
柵工 筋工等			幅 高さ 勾配	100m 程度ごと但 し、100m未満は1 施 工箇所に1 回	施工後	
山腹緑化工			仮植	仮植状況	全数	仮植地の全景及び 苗木の状況
		地拵え	施工状況	1ha 又は1 施工単位 毎に1 回	施工前 施工中 施工後	
		植栽 (山行き苗)	植穴寸法、施 肥、植付け状況	1 樹種つき 500 本又 は1 施工単位毎	施工中 施工後	

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期
	保育	下刈、除伐	施工状況	1ha 又は 1 施工単位 毎に 1 回	施工前 施工中 施工後
山腹工	保育	本数調整伐	施工状況 単位当たりの伐 採本数	1ha 又は 1 施工単位 毎に 1 回	施工前 施工中 施工後
		枝落し	施工状況 枝落し高さ、単 位当たり本数	1ha 又は 1 施工単位 毎に 1 回	施工前 施工中 施工後
林道	擁壁工	現場打擁壁工	厚さ 幅 高さ	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	型枠取外し後
		プレキャスト擁 壁工	据付状況	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	埋戻し前
		土のう積工 丸太積工 井桁擁壁	裏込め厚さ	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	施工中
			法長 厚さ	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	施工後
		補強土壁工	高さ 鉛直度	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	施工後
		鋼製擁壁工	高さ 勾配	40m 程度ごと但し、 40m未滿は 1 施工箇 所に 1 回	施工後
	舗装工	下層路盤工 上層路盤工	敷均し厚 転圧状況	各層毎 100m に 1 回	施工中
			セメント(石灰)安定 処理 加熱アスファルト安定 処理	整正状況 厚さ 幅	各層毎 100m に 1 回
		アスファルト表層工	整正状況	100m に 1 回	整正後
			タックコート、 プライムコート	各層毎に 1 回	散布時
			平坦性	1 工事 1 回	実施中
		コンクリート舗装工	石粉、プライム コート	各層毎 100m に 1 回	散布時
			ストリップバ ー、ダウエルバ ー寸法、位置	100m に 1 回	据付後
			鉄網寸法 位置	100m に 1 回	据付後
平坦性	1 工事 1 回		実施中		
厚さ	各層毎 100m に 1 回		型枠据付後		

区分	工種	種別	撮影項目	撮影頻度	撮影時期